

丹波篠山市人と自然と文化が調和した「丹波の森づくり」を（未来へつなぐ・継承する・紡ぐ）条例（案）

かつて、私たちの丹波地域に開発の波が押し寄せようとしていました。経済の発展こそが豊かさであるという時代の大きな流れの中で、私たちはあえてその潮流に立ち止まり、目先の開発よりも、先人から受け継いだ自然や文化、歴史の中にこそ、未来へつなぐべき本質的な豊かさがあると信じました。そして、画一的な都市化を追うのではなく、森に象徴される豊かな自然や文化、歴史を大切にしたい地域づくりを進めようという信念を込め、掲げられたのが次の「丹波の森宣言」です。

宣言 1 丹波の健全な発展をそこなうような自然破壊は行わず、森を大切に守り育てます。

宣言 2 丹波の自然景観を大切にし、花と緑の美しい地域づくりを進めます。

宣言 3 丹波の文化景観及び歴史的遺産を大切にし、個性豊かな地域文化を育てます。

宣言 4 丹波の素朴さと人情を大切にし、安らぎと活力に満ちた地域づくりを進めます。

これまで丹波篠山市は、この宣言をまちづくりの原点として、大切に、そして着実に歩みを進めてきました。その結果、美しいまちなみや豊かな自然や文化、歴史、そして特産物に恵まれた、多くの人々を惹きつける魅力ある地となっています。

「丹波の森宣言」は、私たちが常に立ち返るべき出発点であると同時に、未来に向けて一体となって目指すべき目標でもあります。

私たちは、この宣言をこれからも変わらない心の拠り所としながら、丹波地域に息づく資源を活かし、新たな価値や喜びを創り出すことで、持続可能な地域社会を築き上げていきます。

この美しく、かけがえのない丹波篠山市を、誇りを持って次の世代へつないでいくため、ここに本条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、前文に掲げる「丹波の森宣言」の理念を、市民、事業者はもとより、本市を訪れる人々や移住を志す人々など、丹波篠山市に心寄せる全ての人々が共有し、自ら「丹波の森づくり」に関わり、ともに歩みを進めていくことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「丹波の森」とは、丹波地域における山や川等の自然、まちなどのすべての場所、そして人や地域、文化、歴史などすべての資源の総称をいう。
- (2)「丹波の森づくり」とは、「丹波の森」を生かして、今を生きる私たちの知恵を重ねて、新たな価値や喜びのある暮らしを創り出していくための多様な主体による創造的な取り組みをいう。

(定義)

第2条 この条例において、「丹波の森づくり」とは、丹波地域における山や川、まちなどのすべての場所、そして人や地域、歴史、文化などすべての資源（以下「丹波の森」という。）を生かして、今を生きる私たちの知恵を重ねて、新たな価値や喜びのある暮らしを創り出していくための多様な主体による創造的な取り組みをいう。

(基本理念)

第3条 丹波篠山市における「丹波の森づくり」は、先人から受け継いだ大切な理念を尊び、未来に向けた持続可能な営みとして、次に掲げる基本理念のもと推進するものとします。

- (1) 先人の知恵に今の私たちの知恵を重ね、安心して豊かな暮らしの喜びを創り出すこと
- (2) あらゆる命に心を寄せ、日々の営みのなかで自然の恵みを豊かに再生すること
- (3) 地域の風土を活かした生業を大切に、次世代へ続く持続可能な産業を育てること
- (4) 「丹波の森」を活かし、多様な人々との出会いから新たな価値や活気を生み出して、ふたたび地域の守り手となる健やかな循環を育てること
- (5) 世代や地域を越えてともに学び合い、一人ひとりの挑戦を応援し合う風土を育むこと

(市民の役割)

第4条 市民は、「丹波の森づくり」の主役であることを自覚し、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 日々の暮らしの中で花や緑、里山、水辺などの自然を慈しみ、自らの手で美しい景観と健やかな環境を守り育てること
- (2) 郷土の文化、歴史などの豊かな資源を学び、楽しみながら新たな価値とともに創り出す活動に参画すること

- (3) 丹波篠山市民であることへの誇りを持ち、地域の魅力を語り継ぐとともに、「丹波の森づくり」に関わる人々と互いに応援し合うこと
- (4) とともに暮らす仲間として日頃のつながりを大切にし、いざという時にも互いを守り合える、安心して安全な地域づくりに主体的に参画すること
(事業者の役割)

第5条 市内外の事業者は、地域社会の一員として、事業活動及び開発行為にあたっては次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 「丹波の森づくり」の理念を深く理解し、その事業活動が豊かな自然環境や美しい景観を損なうことのないよう、最大限配慮すること
- (2) 地域の文化、歴史を尊重し、地域社会の一員として、「丹波の森づくり」の持続的な発展に寄与すること
- (3) 自らの事業活動を通じて「丹波の森」の資産を創造的に利活用し、新たな価値の創出や地域経済の活性化に主体的に取り組むこと
- (4) 事業活動が丹波篠山市の自然と調和し、人と自然が育み合う関係を深めることで、生物の多様性と自然の豊かさが増していくよう積極的に取り組むこと
(関係人口等の役割)

第6条 丹波篠山市が誇る豊かな自然や文化、歴史は、先人から受け継がれ、地域の人々の営みによって守られ、育まれてきたものであることに鑑み、丹波篠山市を訪問する人々や心を寄せる人々は、その恵みを享受するとともに、「丹波の森」を育むパートナーとして、次に掲げる事項に努めるものとします。

- (1) 丹波篠山市の自然や文化、歴史を深く尊び、その価値を次世代へつなぐための活動に自らも参画すること
- (2) 地域の知恵と自らの知恵を響かせ合い、この土地ならではの新たな喜びや活気をともに創り出すこと
- (3) 丹波篠山市との関わりを深め、又は滞在を重ねるにあたっては、地域の習慣を尊重しつつ、自らの知恵や個性を活かして、地域をともに盛り立てていく仲間として活動すること
(行政の役割)

第7条 市は、「丹波の森づくり」の実現に向けて、次に掲げる事項に努めるものとします。

- (1) 庁内の連携を図り、市総合計画をはじめとする関連計画や関連施策を効果的に推進すること
- (2) 学校園や地域における学習において、次世代を担う子どもたちが「丹波の森づくり」の理念に触れ、郷土への愛着と誇りを育むこと
- (3) 「丹波の森づくり」の理念への共鳴を広げ、市民、事業者、及び関係人

口による主体的な参画と創造的な活動が連鎖していくよう、普及啓発に努めること

(4)「丹波の森づくり」の推進状況については、市総合計画の見直しと併せて取り組みを把握、評価し、施策に生かすよう努めること

(全体の連携)

第8条 市民、事業者、関係人口等、及び行政は、それぞれの役割を果たすにとどまらず、互いの立場を尊重し、連携して、「丹波の森づくり」を共創していくものとします。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和9年4月1日から施行する。